

2020 年度の振り返りと 2021 年度方針について

I. この間の私たちの周囲の動き

1. 新型コロナウイルス感染症での高齢者を取り巻く状況

2020 年 1 月中国から発生した新型コロナウイルスの感染は、地球規模に広がり、世界全体での感染者数は 2021 年 2 月初旬には 1 億人を超え死亡者は約 230 万人に及んでいる。

日本では 2020 年末から 2021 年始にかけ第 3 波の様相を呈し、全国各地でクラスターが発生し感染拡大がとまらない状況となっている。政府は二度目の緊急事態宣言(1 都 2 府 8 県)を発令し飲食店に対する営業時間短縮、外出自粛、テレワークの推進要請等を行い 2 月初旬からは下降傾向にはあるが、死亡者、特に高齢者の感染死亡が目立ってきている。

このコロナ禍のもとで、高齢者支援事業所においては、入所系施設での予防のための面会制限や外出を伴うものや地域のボランティアの方々と開催する行事等の制限、通所事業での密になるレクリエーションの制限等、利用者みなさんにも我慢をお願いすることが多くなっている。

地域の高齢者においても感染を避けるため外出を控える等により地域での交流の場が著しく減少し、介護保険サービスの利用者においても、感染の恐れからの利用控えや事業所の休業により ADL や意欲の低下等の状態が生じている。

そのような中、特に重症化が懸念される高齢者が利用する高齢者支援事業所等では、常に感染の危険性が存在しており支援に従事する職員もまた、自分の感染とそれからの利用者への感染を拡げてしまうのではないかと不安を持ちながら日常の業務に極度の緊張を持ち従事しており、その精神的ストレスは大きく、なんとか使命感のもと持ちこたえている。

2. コロナ禍での介護事業所の状況と課題

コロナ禍は、コロナ「前」から経営難・人手不足に苦悩していた介護事業所を直撃した。厚労省の緊急調査(10 月 30 日公表)では、5 月時の収支が感染拡大前と比較して悪化した事業所が 47.5%、10 月時点で 5 月時よりも収支が悪化した事業所が 32.7%との結果が示された。各経費の増減では、衛生材料費の増加が 54.7%、10 月時点でも 53.7%の事業所で増加がみられた。これらの結果は、利用控え等による大幅減収と、感染対策に係る費用の増大が事業所の経営を大きく圧迫していることを示している。

国の 2020 年度補正予算を通して、衛生用品購入等のかかり増し費用への助成、介護慰労金などが実現したが、執行が遅く申請手続きが煩雑で負担も大きかった。

加えて、厚労省は 6 月に通所系サービス等に 2 段階上位区分の報酬算定を認める通知を出されたが、本来減収補填分の支給を国の責任で行うべきものを利用者にも負担増を転嫁するものとなり、事業所においては大きなジレンマを抱えながらの対応となった。

各事業所は感染防止に全力をあげ取り組んできているが、感染防止上必要な情報を適切に把握することが極めて重要であり、正確でタイムリーな情報を適切に提供する公的制度が必要となっている。しかし、現状ではほとんどが各事業所任せとされており、情報不足に陥ったり、過剰な情報に翻弄されたりと、適切な判断の妨げになっている。行政による適切な情報周知の仕組みの構築が求められている。

合わせて、このコロナ禍では、全ての法人、事業所で事業継続計画（BCP）の作成が求められている。厚労省においても作成時の基本的内容を示し作成を呼びかけており、2021年報酬改定ではBCP作成・研修・訓練の実施を運営基準に盛り込む既定を示してきた。

これまでは、施設中心に集団指導・実施指導、ISOや「第三者評価事業」などを通して防災計画の整備が進められてきたが、作成が自己目的化していたり、一部の幹部職員しか関わっていないなどの実態があり、昨今の豪雨災害等の教訓にも学び、単に作成するだけでなく、状況に応じた継続的な見直し、実地訓練やシミュレーションの定期的な実施など、BCPを実際に機能する「生きた計画」としていく事が必要となっている。

3. 「介護の未来」をかけた「あずみの里裁判」の勝利とそこで示されたもの

「あずみの里裁判」は、無罪を訴える全国各地での大きな運動の広がりの中で勝利がかちとられた。判決は、「おやつを含めて食事は人の健康や身体活動を維持するためだけでなく、精神的満足度や安らぎを得るために有用かつ重要」であり「その人の身体的リスク等に応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要」と示した。また、弁護団からは、この判決が「今後の介護現場において、高齢者・利用者の希望に沿った介護がすすめられる契機となることを願っている」との声明が出された。

この事故の内容や判決の内容を共有し、改めて私たちの日々の介護実践を振り返り、発展させていく事が求められている。

4. 働き手の問題

介護現場での人手不足の深刻さは続いており、介護従事者の有効求人倍率は高止まりしたままとなっている。

その一方、コロナ禍を原因とする失業が増大する中、他業種・異業種から介護分野に職種転換する人が増えているなど就業動向に変化も見られてきている。介護の仕事に関心をもつ無資格者の人の受入、ヘルパーや介護福祉士資格取得のサポートなど、新たな養成システム、キャリアパスをつくることにより職員確保のルートを拡大していく可能性が広がっている。

5. 2021年度介護報酬改定の動向について

社会保障審議会介護給付分科会は、2021年1月18日、社保審に諮問のあった2021年度介護報酬改定の報酬告示案を了承、社保審として同日に厚労大臣に答申した。

意見公募の後、報酬告示は3月に交付される。また、運営基準等の省令改正案は1月13日答申されており、1月下旬に交付された。

内容は、改定率+0.70%とされ、このうち新型コロナウイルス感染症に対応する特例

的評価として0.05%（2021年9月末まで）があげられている。これを踏まえ原則全サービスの基本報酬を引き上げるとともに、全サービスについて4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%を上乗せして評価することとなった。

一方、個々の改定内容については、コロナ禍で財政支出が増大していることを理由に、「財政中立」（引き上げる場合は他の領域で引き下げを行い、財政上の均衡を確保する）の考え方が土台に置かれているのが今改定の特徴となっている。

また、今回の改定では、見直しの観点が前回改定同様に以下の5点が示された。そしてその軸には「重点化」「効率化」「適正化」の3つ貫かれ、「重点化」については以下の②③、「効率化」については④、「適正化」については⑤に該当する。

- ①. 感染症や災害への対応能力強化（感染症・災害発生時における通所介護等での報酬算定に特例を設定等）
- ②. 地域包括ケアシステムの推進（看取りの対応の充実、介護医療院での長期入院患者の受入推進、介護療養型医療施設で移行計画の未提出に減算導入）
- ③. 自立支援・重度化防止の取組の推進（科学的介護データベース（CHASE・VISIT）への情報提供で「科学的介護推進体制加算」の導入、寝たきり防止の「自立支援促進加算」の新設等）
- ④. 介護人材の確保・介護現場の革新（特定処遇改善加算の配分ルールの柔軟化、訪問介護の特定事業所加算の新たな類型設定等）
- ⑤. 制度の安定性・持続可能性の確保（理学療法士等による訪問看護の提供の評価等の見直し、処遇改善加算（IV）・（V）の廃止等）

II. 2020年度重点課題とその到達

1. 人材対策、職員の定着対策に継続して取り組む。

- ①. 新たな職員を獲得に総力を注ぐ。
- ②. 獲得した職員を継続させるため施策の具体化。

【到達】

・事業所別退職者、入職者数(2020年度)

	退職者	入職者
特養	・・・12名	11名
おおつきデイ	・・・01名	02名
おおつきヘルパー定巡	・・・07名	02名
おおつき居宅	・・・01名	04名
おおつき包括	・・・03名	01名
本部・総務部	・・・02名	00名
富田	・・・02名	00名
天神デイ	・・・01名	02名
天神ヘルパー	・・・05名	12名
天神居宅	・・・01名	01名
計	35名	35名

・退職者の勤続年数

01年未満	・・・05名
01年～02年	・・・04名
02年～03年	・・・03名
03年～04年	・・・05名
06年～07年	・・・01名
07年～08年	・・・01名
08年～09年	・・・03名
09年～10年	・・・03名
10年～11年	・・・04名
11年～12年	・・・02名
15年～16年	・・・01名
17年～18年	・・・01名
20年以上	・・・02名

※今年度内の退職者総数は35名になる見込み。特養・訪問介護定巡事業が12名となった。新規入職から入職4年の職員、長年頑張ってきた高齢の登録ヘルパーの退職が多かった。

※新たな職員の獲得では、「就職祝い金支給制度」の創設等をおこなった。また、現在の就職事情として、応募者が紹介業者に依頼しそこからの紹介となることが大半で、紹介手数料が高くなるものとなった。獲得には手段を択ばずあらゆる可能性で全力をあげ取り組み、入職者は(35)名となる見込み。

※天神ヘルパーにおいて、市内の他事業所の休業に伴い1名のサ責と9名の登録ヘルパーを受入れることが出来、当事業所の経営状況の好転を導いた。

※入職者の就労継続についての施策については、新たな対策が行われてはいない。これまで通り、初期の丁寧な焦らない基本の指導を行ってきた。

入職から短期間で退職に至る職員については、選考時に厳しい見極めが必要であることがわかってきた。コロナ禍での応募事情で変化が出てきているので、適性や意欲の面について精度をあげた選考が可能になってきている。

また、入職4年目位までの退職者が多いことから、介護の仕事に関心をもつ無資格者の人の受入とその介護福祉士資格取得のサポート等の新たな養成システム、本人が将来について見通しを持てるキャリアパスの明確化、それを共有する研修の場等の意識的取組が必要となっている。

2. 採算ベースでの経営の維持を目指す。

- ①. 国庫補助金等特別積立金取崩除き当期活動増減差額(事業活動計算書)において、剰余を目指す。

【到達】

【1月期の到達】

事業収益においては、795,925千円(新型コロナ感染症緊急包括支援金：9,735千円含む)と昨年度を18,014千円上回った。

事業費用については、人件費は昨年度10月からの介護職員特別処遇改善加算取得の為の給与改正、職員の継続的退職の発生とその補充等の要因により538,628千円(昨年度対比18,883千円増)となった。

事業費・事務費は232,935千円(昨年度対比17,444千円増)と拠点おおつきの防水工事、認知デイの改修、富田の防水工事、職員獲得のための業者紹介等で増加となった。

結果、国庫補助金取崩を計上前での当期活動増減差額は、-20,093千円となっており、拠点おおつきの防水工事、認知デイの改修、富田の防水工事に関する修繕費分が当期活動増減差額のマイナス分となっている。

- ・サービス活動収益 : 795,925千円(昨年度777,912千円: +18,014千円増)
- ・拠点別 : おおつき微増、富田減収、天神増
- ・事業別 : 特養・ショート: 微増、デイ: (おおつき微増、富田微減、天神増)、定巡: 減、ヘルパー: 増
居宅・包括微(おおつき・天神微減)
- ・サービス活動費用 : 817,104千円(昨年度784,289千円: +32,814千円)
 - 人件費 : 538,628千円(昨年度519,745千円: +18,883千円)
 - 事業費 : 109,765千円(昨年度103,419千円: +6,346千円)
 - 事務費 : 123,170千円(昨年度112,072千円: +11,098千円)
- ・利用者負担軽減: 3,020千円(昨年度2,772千円: +248千円)
 - 減価償却費 : 42,520千円(昨年度46,280千円: -3,760千円)

- ・サービス活動増減差額 : -21,178千円(昨年度-6,377 : -14,801千円)
- ・経常増減差額 : -20,193千円(昨年度-4,046 : -16,148千円)
- ・当期活動増減差額 : -20,093千円(昨年度-3,946千円 : -16,147千円)

②. 各事業スタッフ総意の確実性のある予算作成と、スタッフ全員でその達成のための力の集中を目指す。

【到達】

各拠点での職責者会議等で当該月の活動状況とその月の試算結果について共有を積み重ねてきた。また、各事業所において管理者を中心に稼働数や収益について月報の見直しを行い、グラフ化しながら毎月の考察を始めた。

2021年度予算作成については、部署ごとに人員体制、設備投資等について検討、それに見合う収入獲得予算の検討をおこなった。

3. 利用者ニーズの変化に対応した支援体制の確立を目指す。

- ①. 居宅系事業における世帯形態、経済的状态の変化によるニーズへの対応
昨年度に引き続き事業体別研修会を継続、各事業所の経験の共有、また、今年度は、新型コロナへの対応について情報共有をすすめた。

②. 入所系事業における医療的ニーズ、養護的ニーズの変化への対応

人材の定着が図れず、基本的運営の維持と新型コロナ対策に終始されたが、当該ニーズについては、増加している。それぞれのケース事例についてスタッフで共有蓄積してきている。

4. 幹部職員の交代を具体的に執行する。

III. 2021 年度重点課題について

1. 新型コロナウイルス感染症に対する対応

①. 感染予防対策の徹底

- ・これまでの取り組みに加え、利用者家族や職員家族との協力体制の形成
- ・職員のメンタルケアの充実

②. 業務継続に向けた取り組み

- ・感染が発生した場合でも、クラスター化を回避し、必要な介護サービスの継続的提供ができる計画（BCP）の作成
- ・業務継続に向けた計画等研修の実施、訓練の実施

2. 新入職員の就労継続の取組

- ①. 当該課題対策担当の確立
- ②. 入職後 1 年間についての育成システムの確立
- ③. 入職 2～3 年の研修体制確立

3. 2021 年度介護報酬改定への対応

改定内容、特に新設加算について現体制での対応可能性の精査し、新たな対応構築必要部分の明確化とその構築を前期中に取り組み、後期までには新加算取得を目指す。

4. コロナ禍での利用者ニーズの変化に対応した支援体制の確立を

- ①. コロナ禍での居宅系事業利用者の生活環境変化への対応
- ②. コロナ禍での入居系事業所の家族との連携

IV. 資金運用について

経理規程第 40 条 2 項に基づく 2021 年度の資金運用は、資金運用規程第 7 条ア「国内の金融機関の預貯金」の運用のみとし、預貯金から発生する運用益（利息）については、予算書に計上します。

V. 設備投資について

別紙設備投資（当初）の

令和3年度 特別養護老人ホームおおつき事業計画

1. 基本方針

おおつきでは、施設に入所してもその方が望む生活の実現のため入所後の家庭訪問を実施して、それまでのこだわりや価値観を大切に、最期までその方らしく生きていただくための支援に繋げ利用者個々の人生に寄り添っていく。

一方、特養の入所要件が要介護3以上で重度化しており平均在所日数が約3年と短くなっている。そのため入所時から利用者や家族との信頼関係の構築が重要であり「最期までその方らしく生きていただくための支援」「その方らしく寿命を全うする」ことを早期に考えていく必要がある。おおつきでの生活が短期間であっても、最期まで自分らしく生きていただけるよう利用者、家族、関係職種が情報共有し連携していく。

高齢者の生活実態からキーパーソンの不在や遠方で協力が得られないケースが増えている。生活保護受給者の増加、また、新型コロナウイルス感染症により収入減となり高齢者の年金が生活費に充当されているケースが増えており、ますます社会福祉法人としての役割も重くなっている。

全国的にも介護施設での人材の確保は深刻な問題であり、入職しても定着しない。介護職員においては全体の1/3が3年未満となっている一方で非常勤職員の高齢化も課題である。今年度は職員の育成体制や新たな体制を構築していき、おおつきが大事にしている利用者本位の支援に力をいれていきたい。

また、新型コロナウイルスワクチン接種を円滑に実施できるよう多職種と連携していく。感染予防対策はもちろんのこと、感染が発生した際も業務継続できるよう定期的に学習会を開催しシミュレーションを実施する。面会の方法も工夫し、利用者、家族の希望に少しでも添える取り組みを行っていきたい。

さらに2021年は介護報酬改定となるため、体制や環境を整備し、新たな加算を取得できるよう計画していく。

2. 基本目標と実施事項

(1) 利用者支援の充実を図る

特養 credo: 安心して暮らせる家に近づけられるように支援します

- ・利用者が笑顔で苦痛なく穏やかに過ごせるように支えます
- ・利用者が安らかに最期を迎えられるよう寄り添います
- ・利用者が自己実現できるよう利用者の尊厳を守ります
- ・利用者が生きている実感がもてるよう楽しいことも辛いことも受け止めます。

- ①. 豊かで生きがいのある日常生活をめざし、楽しい行事計画、利用者のニーズに応える支援の実現をめざす。

- ②. 人としての尊厳を尊重し、プライバシーを大切にすする支援を充実する。
- ③. 家庭訪問など、利用者理解に努め、その人らしい生活を実現する。
(新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては中止)
- ④. 看取り介護支援の内容を振り返り、その教訓をもとに次の支援に活かす。
- ⑤. 主治医、協力医療機関をはじめとする各関係機関と連携して適切な医療管理に努める。
- ⑥. 感染予防対策を強化し、利用者の健康を保持する。
- ⑦. 摂食嚥下の機能向上や口腔衛生管理に各職種が協働して取り組む。
- ⑧. 消防計画に基づく防災訓練を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑨. その人らしく豊かな生活をめざして、心身機能の維持向上に取り組む。
- ⑩. 自立支援、おむつゼロを目指し、取り組みを継続して利用者の生活の質の向上を図る。
- ⑪. 満足度調査を実施し、利用者やご家族のニーズに応える。
- ⑫. 後援会、ボランティア、地域の方々と積極的に交流する。

(2) 職員教育、研修、資格取得をすすめ、育成と成長ができる

- ①. 社会情勢、制度についての理解を深める。
- ②. 理念を理解し、行動できる職員の育成。
- ③. 外部(オンライン)研修、学習会へ参加し、専門職としての知識習得とその実践。
- ④. 中途採用職員、新卒職員など構成に応じた研修の充実。
- ⑤. 実務者研修、介護福祉士資格取得、介護支援専門員資格取得を積極的に支援。

(3) 地域の要求に応え、安定した事業を展開できる

- ①. 他職種が連携して空床利用に努め、地域の要求に応える。
- ②. 利用者支援の内容の充実と利用者の望む生活を実現しながら、加算取得をめざす。

3. 重点課題

(1) 職員教育・育成のシステムの構築

- ①. 職員構成に応じた育成
- ②. 介護技術の全体的レベルアップ
- ③. 連携を密にしながら専門職のスキルアップ

(2) 稼働の安定

- ①. コロナ感染動向を見極めながらの稼働維持
- ②. 退所から入所までの期間の短縮
- ③. 看護師、介護員ほか多職種連携して利用者の健康が守れる
- ④. 新たな加算の取り組み

(3) 支援部体制の強化

- ①. 相談員の複数体制
- ②. 施設支援部長の配置

4. 年間行事計画

令和3年 8月 夏祭り
9月 敬老会
10月 芋煮会
12月 クリスマス会

令和4年 1月 新年会

上記全体行事の他、各フロア、グループで企画、実施

5. 従事職員

(1) 施設長	1名
(2) 医師(嘱託)	1名
(3) 施設支援部長	1名
(4) 看護師	5名
(5) 介護員	33.7名
(5) 介助員	1.9名
(6) 生活相談員	1名
(7) 機能訓練指導員	1名
(8) 介護支援専門員	1名
(9) 管理栄養士	1名
(10) 事務員	1名

6. 利用定員

(1). 特養ホーム 80人

令和3年度 特別養護老人ホームおおつき（老人短期入所）事業計画

1. 基本方針

在宅生活をされる利用者を取り巻く環境も変化し、高齢者世帯や家族の就労のため日中独居の方等、家族の機能が変化し介護力が脆弱化しており通所介護、訪問介護、短期入所を利用して生活を維持している方が多い。しかし重度化していく中で、在宅での介護に限界を感じ施設入所する方も増えているが、一方で経済的な理由で施設入所が難しいため、在宅でギリギリの生活を余儀なくされるケースもあった。在宅生活を送るうえで短期入所は介護者の負担軽減のためにも必要不可欠であり、介護技術と専門知識を兼ね備えた職員が生活を支援するからこそ、介護者へ支援方法の助言や指導ができ安定した在宅生活を送ることができる。利用者にとっても短期入所生活介護は社会交流の場や機能訓練の機会として利用されている。

また、高齢者世帯も多いことから介護者の体調不良や入院、自然災害等から自宅生活困難な高齢者の生命と生活を24時間支える短期入所の役割は大きい。今後も緊急依頼は積極的に受け入れながら地域のニーズに応じていくためにも、新型コロナウイルス感染対策を引き続き実施していく。

感染症の影響で居宅支援事業所の介護支援専門員も利用者と直接面会する機会が減っている中で、ショート事業所として利用中の様子や生活課題について、適宜担当の介護支援専門員に報告したり、家族に情報提供したりと連携を強化していかなければならない。また家族関係の複雑化や困難なケースが多くなる中では、援助技術の多様性が求められ、相談員としてのスキルを身につけ地域の相談窓口として信頼していただける事業所を目指す。

さらに、郡山医療生協や福祉会後援会をはじめとする多くのボランティア、地域の方々との協力協同も積極的に進め、利用者の社会参加の保障と地域に開かれた事業所を目指す。

2. 基本目標と実施事項

(1). 利用者の支援内容の充実を図る

- ①. 豊かで生きがいのある日常生活をめざし、楽しい行事計画、利用者のニーズに応える支援の実現をめざす。
- ②. 人としての尊厳を尊重し、プライバシーを大切にす支援を充実する。
- ③. 介護職員も担当者会議等に参加し、利用者の在宅生活を理解し、支援に活かす。
- ④. 各関係機関と連携して適切な医療管理に努める。
- ⑤. 感染予防を強化し、利用者の健康を保持する。
- ⑥. 消防計画に基づく防災訓練を行い、利用者の安全を確保する。
- ⑦. 利用者が安心して快適に過ごせる環境づくりを進める。
- ⑧. 医療依存度の高い利用者に対し、看護師、介護員が協働して支援を行う。

- ⑨. 介護者の緊急的やむを得ない状況に応え、積極的に受け入れていく。
- ⑩. 満足度調査を実施し、利用者やご家族のニーズに応える。
- ⑪. ボランティアや地域の方々の施設運営参加を呼びかける。

(2) 職員教育、研修、資格取得をすすめ、育成と成長ができる

- ①. 社会情勢、制度についての理解を深める。
- ②. 理念を理解し、行動できる職員の育成。
- ③. 外部研修(オンライン)、学習会へ参加し、専門職としての知識習得とその実践。
- ④. 職員研修の充実。
- ⑤. 実務者研修、介護福祉士資格取得、介護支援専門員資格取得を積極的に支援。

(3) 地域の要求に応え、安定した事業を展開できる

- ①. 他職種が連携して空床の有効利用に努め、地域の要求に応える。
- ②. 新規利用者の確保のための居宅介護支援事業所への働きかけ。
- ③. 相談員、介護員とで利用者の満足度を共有し、新規利用者の定着を図る。

3. 重点課題

(1) 職員教育・育成のシステムの構築

- ・ 中堅職員の育成
- ・ 職員構成に応じた育成
- ・ 介護技術の全体的レベルアップ

(2) 稼働の安定

- ・ 入院、退所による空床をショートステイで有効に活用できる
- ・ 新規利用者獲得と定着

4. 年間行事計画

令和3年 8月 夏祭り
 9月 敬老会
 10月 芋煮会
 12月 クリスマス会

令和4年 1月 新年会

上記全体行事の他、各フロア、グループで企画、実施

5. 従事職員（特養ホームとの按分）

- (1) 施設長 1名（兼務）
- (2) 生活相談員 1名
- (3) 看護師 1名
- (4) 介護員 7.6名
- (5) 機能訓練指導員 1名（兼務）
- (6) 介護支援専門員 1名（兼務）

- (7) 管理栄養士 1名 (兼務)
- (8) 事務員 1.名 (兼務)

6. 利用定員

- (1) 短期入所生活介護 20人

令和3年度 デイサービスセンターおおつき事業計画（一般）

1. 基本方針

令和3年度介護報酬改定により新設加算からは、高齢者の自立支援・重度化防止という制度の目的に沿って、サービスの質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられたリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取り組みを連携・強化するとともに、寝たきり防止などの重度化防止の取り組みを推進していくという改定の方針となった。これに伴います利用者ニーズに対応した支援の確立、それに対応できる支援体制の確立を目指し、在宅生活における自立を支援していく。

また、地域における世帯形態、経済的状況の変化を的確にとらえ動向の把握に努め地域のニーズを反映できる事業所を目指していく。

新型コロナウイルス感染症・災害に対する対応として、感染予防対策の徹底、必要なサービスを継続的提供ができる計画の作成やシュミレーションを確立し地域と連携できる協力体制の形成を図る。

基本目標と実施事項

(1) 利用者へのサービス・家族へのサービス

- ①. 利用者の「生きる力」となれる様なサービスを展開していく。その1つとして利用者個々の活動の意欲が湧くような目標を掲げた「ポイント制」の実施。
- ②. 居宅支援事業所に向けて「満足度調査」を実施。利用者・家族・事業所としてのニーズを把握・共有し、改善・連携強化に繋げていきたい。
- ③. 「そのひとらしさ」を支援するためのケースカンファレンスの開催と「個別の活動の充実」の為、地域のボランティアの活用を継続していく。
- ④. 自立支援への援助と生活リハビリ、心身の機能の維持向上を実践する。又、上記を更に追求する為、医療機関との連携・ルート作りに努力する。
- ⑤. 今の時代を築き上げてこられた利用者世代の方々が経験されてきた風習や生活習慣について、職員が学びながら再現していく取り組みを季節の行事やその際の料理、畑作業などを通じて展開する。
- ⑥. 利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ⑦. 感染予防に努め、利用者の健康管理に配慮する。
- ⑧. 他職種・部署と連携・協力し、安心・安全なサービスを提供していく。

(2) 職員研修・職員共育・育成の推進

- ①. 理念を理解し、デイサービスの役割を考え、追求していく。
- ②. 「相談員」「送迎表」「業務分担表」などの業務をローテーションで行い、様々な業務に精通してゆくことで中堅職員を育成する。

- ③. 内部、外部研修の他、学習会を通し、専門職としての知識の習得、その実践。また職員間での共有を図っていく。
- ④. 介護支援専門員、介護福祉士の資格取得のための自己研修の支援を組織的に行っていく。
- ⑤. エルダー制度による、新人職員育成を継続する。中堅職員がエルダーとなることで双方の成長を目指す。

(3) 重点課題

- ①. ポイント制の継続
- ②. 導入したトレーニングマシンの活用・各居宅支援事業所への発信
- ③. 各種加算を取得するための環境整備
- ④. 働き方改革への取り組み
- ⑤. 人材の育成
- ⑥. 経営の安定

2. 事業内容

(1) サービス内容

- ①. 基本事業
 - ・生活指導、機能訓練、介護サービス、健康管理、介護方法指導、各種機能訓練と機能向上への取り組み
- ②. 通所サービス
 - ・入浴サービス、送迎サービス、食事サービス、機能訓練サービス

(2) 事業実施方法

居宅介護支援事業者、地域包括支援事業者から依頼された利用者

①. 利用曜日・時間など

月曜～土曜 9：40～17：00

※ 12月30～31日、1月1～3日を除く。

(3) 従事する職員

- | | | | |
|----------|--------|----------|---------|
| ①. 所長 | 1名（兼務） | ④. 理学療法士 | 1名 |
| ②. 生活相談員 | 7名（兼務） | ⑤. 介護員 | 13名（兼務） |
| ③. 看護師 | 5名 | | |

(4) 利用定員

- ①. 一般通所介護（介護予防含む） 40名（7～8時間サービス）

3. 年間行事計画

2020年 4月	花見会	10月	芋煮会・紅葉狩り
5月	節句・柏餅づくり	11月	文化祭

6月	運動会・畑作り	12月	忘年会
7月	夏祭り	2021年 1月	初詣・餅つき
8月	盆踊り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

4. 日課表

時間	8時30分	送迎準備・業務連絡
	9時30分	利用者到着（挨拶・お茶）
	10時00分	入浴（入浴以外 … 創作活動・談笑）
	11時40分	昼食準備・口腔体操
	12時00分	昼食
	14時00分	グループ体操、機能訓練、日常動作訓練
	14時30分	クラブ活動・レクリエーション
	15時30分	おやつ
	17時00分	送迎
	18時00分	業務打合せ（業務反省・ケース会議）

令和3年度 デイサービスセンターおおつき事業計画（地域密着認知型）

1. 基本方針

2021年介護報酬が改訂され、ますます地域住民との連携が望まれる。「認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく生活できる」よう、自立生活維持向上を図るための「心身機能」へのアプローチ、社会参加への支援・拡充において認知症対応型（地域密着型）デイサービスの役割は大きくなっている。認知症の人や家族の視点を重視しながら「個別ケア」の充実ためにも職員の資格習得を行い認知症対応力の向上を図っていく。

運営推進会議については、潤滑に運営するために情報の公開とともに地域のニーズを汲み取るような働きかけを実施していく。

利用者層は徐々に若年層の利用が増加し、団塊の世代を迎えつつあると感じている。若年性認知症では進行が早く、引きこもりから重症化してしまうこともあるため、地域住民のための相談窓口としての周知、地域包括支援センターとの連携を図り認知症の早期発見早期対応の支援を担う事業所を目指していく。若年層の利用者の満足度や生きがいを感じていただくためには活動の見直しが必要になってきており、「いつもの手仕事」となる個別の役割を持った仕事の提供、地域共生となる活動で利用者の楽しみ・やりがいを引き出す支援を行い在宅生活の継続を支援していきたい。

新型コロナウイルス感染症・災害に対する対応として、感染予防対策の徹底、必要なサービスを継続的提供ができる計画の作成やシュミレーションを確立し地域と連携できる協力体制の形成を図る。

2. 基本目標と実施事項

（1）利用者へのサービス

- ①. 自宅での生活を把握し日常生活訓練を図り心身の維持向上を図れるよう、ケアプランの充実とそれに沿った介護を実践する。
- ②. 生活史を元にやりがいや生きがいを探り実践して評価していき個別ケアを図る。
- ③. 生活する方式（昼食づくり、習慣の協同実現、社会参加）の充実を図る。
- ④. 関係居宅支援事業所の介護支援専門員との関係構築を図り、初期認知症の進行予防や必要な生活環境等求められるサービス内容について協同でつくりあげていく取り組みを生活相談員が中心に行なっていく。
- ⑤医療知識の習得

（2）家族様への支援と交流・地域参加

- ①. 一般型、認知型、ショートステイを問わず、認知症高齢者の在宅介護について悩むご家族を対象に介護者会を開催し、思いを共有し、理解を深める場を持つ。
- ②. 地域ケア会議に参加し関係者とともに地域の課題や個別課題に取り組む。
- ③. 農作業での収穫を地域の方々に宣伝していく。

④. 地域推進会議の開催を通して地域へ開かれたサービスの実施と連携を図っていく。

(3) 職員研修の推進

- ①. 他事業所の見学研修を更に発展的に継続し、外部研修にも積極的に参加する。
- ②. 介護支援専門員、介護福祉士の資格取得のための自己研修の支援を組織的に行っていく。
- ③. 職員個々の総合力アップ

(4) 重点課題

- ①. 多くのことが自律的に行えるよう自立支援を行う。
- ②. 個別的な関わりを持ち残存機能の維持向上を図る。
- ③. 社会交流、地域貢献の機会を提供する。
- ④. 家族との交流の場、相談の機会を積極的に作る。
- ⑤. 人材育成、経営の安定を図る。

3. 事業内容

(1) サービス内容

- ①. 基本事業
 - ・生活指導、機能訓練、介護サービス、健康管理、介護方法指導、各種機能訓練と機能向上への取り組み
- ②. 通所サービス
 - ・入浴サービス、送迎サービス、食事サービス、機能訓練サービス

(2) 事業実施方法

居宅介護支援事業者、地域包括支援事業者から依頼された利用者

- ①. 利用曜日・時間など
月曜～土曜 9:40～17:00
※ 12月30～1月3日を除く

(3) 従事する職員

- | | | | |
|----------|--------|------------|--------|
| ①. 所長 | 1名(兼務) | ④. 機能訓練指導員 | 1名(兼務) |
| ②. 生活相談員 | 3名(兼務) | ⑤. 介護員 | 4名(兼務) |
| ③. 看護師 | 1名(兼務) | | |

(4) 利用定員

- ①. 認知症型通所介護(介護予防含む) 12名(7—8時間サービス)

4. 年間行事計画

2021年4月	お花見、運営推進会議	10月	芋煮会、運営推進会議
5月	節句、	11月	紅葉狩り・介護者会
6月	運動会・畑・介護者会	12月	忘年会

7月	七夕	2022年	1月	初詣・新年会
8月	盆踊り		2月	節分
9月	敬老会、		3月	ひな祭り、梅見

5. 日課表

時間	8時30分	送迎準備・業務連絡
	9時30分	利用者到着（挨拶・お茶）
	10時30分	入浴（入浴以外 … 調理・機能訓練・会話）
	11時40分	昼食準備
	12時00分	昼食
	13時00分	日常動作訓練・趣味・調理
	15時00分	おやつ
	15時30分	趣味・レクリエーション
	17時00分	送迎
	18時00分	業務打合せ（業務反省・ケース会議）

令和 3 年度 ヘルパーステーションおおつき事業計画

1. 基本方針

令和 2 年度は、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所おおつきと協働する体制を維持しながら、サービス提供責任者 5 名、訪問介護員 26 名の事業所としてシフトの空き状況を確認しながら新規受諾を積極的に行なってきたため利用登録者数が 125 人を超え過去最高となっている。介護度の高い利用者は、身体状況の変化に伴って在宅生活が困難になる方が多く、デイサービスやショートステイの利用、サービス付き高齢者住宅や定期巡回おおつきへサービスを移行される方が増え、終了となる方が多かった。訪問介護を長く利用しながら生活支援のサービスを受けていた利用者が、身体状況の低下に伴い、身体介護、組み合わせ型へ、自立支援からのかかわりを追加するケースも増えている。

利用者の特徴としては、独居・高齢者世帯が多く、コロナ禍で遠方の家族が今までのように関われなくなっている利用者や悪性疾患を抱えながらぎりぎりまで在宅生活を希望される方が増えており、利用者の思いを受け止め支える役割がヘルパーに求められている。

令和 3 年度は令和 2 年度の取り組みを継続・強化して、多様化した家族のライフスタイルやニーズに応えられるよう、また、感染予防対策を徹底したうえで訪問介護員のメンタルケアを充実し、安心して意欲的に活動の幅を広げられるように、訪問介護員の質の向上を目指した学習に取り組み、その場に応じた支援を臨機応変に対応できるようにしていく。将来的な加算取得に向けて必要な研修会に参加できる体制を整えていく。

また、『住み慣れた自宅で最期まで』を支えるために、定期巡回おおつきとの連携を重点におき、地域の要求や実態を把握して必要な支援が的確にできるよう取り組んでいく。専門性を活かした視点でアセスメントを行ない、利用者の生活をより近くで支えている訪問介護員だからこそ見えてくる制度の矛盾やコロナ禍における利用者、利用者家族の生活実態、人権を守る重要性を伝えていけるように必要な知識の学習と技術の習得、情報の共有を行ない、チームとしての総合的な支援力を高めることを目標に取り組んでいく。

2. 基本目標と実施事項

(1) ヘルパーステーションおおつきクレド

- ①. 私たちは、住み慣れた我が家で安心して生活ができるように支えていきます。
- ②. 私たちは、利用者様を支えてきた家族のお気持ちを受け止めます。また、困りごとや悩みごとに対して共に改善していけるように努めます。
- ③. ヘルパー同士がお互いを理解し合い、補い、支え合い、高め合います。

(2) 事業内容

①身体介護サービス

排泄・食事・入浴・移動の介助、身体清拭、身体整容、服薬確認と介助、見守りの援助（利用者の自立を後押しする観点からの共に行う支援）
相談助言、その他必要な身体介護

②生活援助サービス

掃除、洗濯、調理、買い物代行、衣類の補修・整理、相談助言、
その他必要な家事

③介護予防・日常生活支援総合事業に関する訪問型サービス

要支援者、事業対象者に対して自立支援の視点を考慮したサービスを提供する。

※訪問介護員は、介護福祉士、ヘルパー1級・2級修了者

介護職員初任者研修修了者、看護師・准看護師の資格を有する。

④重点課題（全体重点課題の当事業での具体化）

○定期巡回おおつきと連携し訪問活動の効率化を図る。

○身体介護、身体生活の支援依頼が増えている。困難なケースに誰もが訪問できるための学習会を開催する。外部研修会に参加し、訪問介護員の力量アップを目指す。

3. 訪問介護員研修

(1) 訪問介護員の資質向上のため、新任・現任研修会の実施

新任訪問介護員に対しての内部研修の実施

(2) 毎月のヘルパー全体会議、ケース検討会や学習会の実施

(3) サービス提供責任者の外部研修受講

(4) 介護支援専門員・介護福祉士の資格取得、自己研鑽のための組織的な援助

4. 体制

(1) 所長 1名（兼務）

(2) サービス提供責任者 5名（介護福祉士）

(3) 訪問介護員 10名以上（介護福祉士30%以上）

令和3年度 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所おおつき事業計画

1. 基本方針

病気や障害があっても馴染みの地域や友人、家族とともに、住み慣れたわが家で最期まで過ごせるように基本的な人権の尊厳と個別性を尊重し、さらには定期巡回サービス利用による切れ目のない介護サービスを利用する事で、利用者がご自宅での生活を継続できるよう支えることを基本方針として、郡山市内に住所がある要介護認定を受けている方の自宅を訪問している。

当事業所においては、昨年度後半に管理者を含む職員の退職や職員の入れ替えがあり、体制的に厳しい状態で5年目を迎えることになる。

また、昨年度前期は開所当時から利用されていた利用者などの終了が相次いだことや、コロナ禍の影響（入院期間の長期化や新規利用者減少）を大きく受けたことにより大幅な減収を余儀なくされたが、後期になると、ケアハウス在住でヘルパーステーションをおおつきを利用されていた方の定期巡回への移行等が続き、利用者数の回復がみられた。

今年度前半は現在の利用者数を維持しつつ、

- ①. 職員育成、人員体制の強化を図る。
- ②. 今年度後半には本サービスの啓発活動を行いマーケティング拡大につなげる。
- ③. 新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を徹底し、業務継続に向けた取り組みを具現化する。
- ④. 2021年度介護報酬の改定で新設された認知症専門ケア加算について3年後には条件を整えられるよう、今年の前半でその具体的準備に入る。

24時間、365日のサービス提供と、緊急コールシステムを用いた随時相談・随時訪問が本サービスの特徴だが、随時対応が図れたことによる異常の早期発見や対応につながる事が多く、有効な支援のひとつになっている。さらには、医療的依存度の高い利用者に対しては、現在は市内3事業所の訪問看護ステーションと連携し、医療面でのサポートを受けている。

地域の高齢者が今までどおり安心して住み慣れたわが家で過ごすことができるよう、また、人権を護ることとはなにか？を日々考え続けることができるように、専門的な知識の学習と習得、情報を共有してチームとしての総合的な力を高めつつ、ISO9001認証の維持を図る。

3. 基本目標と実施事項

(1) サービス内容

①. 身体介護サービス

- ・入浴、食事、排泄、更衣、保清のための清拭、洗髪、起居・移乗・移動介助、その他必要な身体介護

②. 生活援助サービス

- ・洗濯、掃除、買物、調理、その他必要な家事

※訪問介護員は、介護福祉士、ヘルパー1級・2級修了者、介護職員初任者研修修了者、看護師・准看護師

③. 相談援助サービス

- ・緊急コールシステムを用いた随時の相談と随時訪問
- ・利用者とその家族、地域住民からの相談受付
- ・関係機関との連絡・報告及び必要な支援等の調整

④. 訪問看護サービス（委託）

- ・健康・医療管理
- ・医師の指示に基づく必要な医療的処置
- ・緊急対応 等

(2) 運営日、時間及び訪問地域

- ・365日 24時間
- ・大槻地域を中心に郡山市全域

(3) 重点課題

- ・職員育成、人員体制の強化
- ・啓発活動を行いマーケティングの拡大につなげる
- ・新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を徹底し、業務継続に向けた取り組みを具現化する
- ・2021年度介護報酬の改定では、3年後の認知症専門ケア加算の取得を目指す

3. 訪問介護員研修

(1) 訪問介護員の資質向上のため、新任・現任研修会の実施

新任訪問介護員に対しての内部研修の実施

(2) ヘルパーステーションおおつきとの合同全体会議を毎月開催し、ケース検討会、学習会を実施

(3) 計画作成責任者の外部研修受講

(4) 介護支援専門員、介護福祉士の資格取得や、自己研修の支援への組織的な援助

4. 体制

- (1) 所長 1名（兼務）
- (2) 計画作成責任者 3名（兼務）
- (3) オペレーター 11名（介護福祉士、看護師、准看護師）
- (4) 非常勤訪問介護員 28名以上（介護福祉士30%以上）

令和3年度 おおつき介護保険センター事業計画

1. 基本方針

介護保険の理念及び当法人設立の趣意に基づき、利用者の権利を守り、可能な限り住み慣れた居宅、地域において、主体的で自立した生活の維持、生活状態の悪化予防を促進する為に計画的、総合的に支援を継続していく。

また、職員一人一人が当事業所に対する地域から寄せられる期待の大きさを自覚し、日々の業務の質の向上を目指し研鑽に励んでいく。

2. 運営方針

- ①. 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- ②. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- ⑤. 地域包括支援センターから介護予防ケアマネジメント業務の委託を受けた際は、地域包括支援センターと連携を図ると共に公正中立な支援を行う。
- ⑥. 保険者から要介護認定調査の委託を受けた場合は、被保険者に公正中立かつ正確な調査を行う。
- ⑦. 事業運営に当たっては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を遵守する。
- ⑧. 特定事業所加算（Ⅱ）の算定維持に向けて以下の要件を満たす。
 - i：常勤の主任介護支援専門員等を1名以上配置（当該事業所の管理者と兼務可）。
 - ii：常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置（当該事業所の管理者との兼務可）。
 - iii：利用者の情報や留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的（週1回以上）に開催する。
 - iv：24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者等からの相談に対応。
 - v：介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施（年間の個別研修計画を作成。研修目標の達成状況を適宜評価・改善措置の実施）。
 - vi：地域包括支援センターと連携を図り、みずから積極的に支援困難事例にも対応可能

な体制を整備。

vii：地域包括支援センターが主催する事例検討会、他法人と協働で開催する事例検討会（または研究会）などに参加する他、事業所内でのケース検討を重ねて研鑽に励む。

viii：運営基準減算・特定事業所集中減算の適用を受けない（中立・公正の確保）。

ix：介護支援専門員1人（常勤換算）の利用者数（介護予防含む）は40名未満。

x：介護保険法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保。

3. 今年度の重点課題

昨年度は、業務遂行に必要な人員確保に多大なエネルギーを要してしまい、ご利用者及びご家族並びに各支援事業者になかなかご迷惑をかけた年になってしまった。幸い然るべき人員体制が整ったことから、まずは信頼感の回復が果たせるようにこれまでと同様にご利用者一人一人に向き合った業務を地道に行うことが第一となる。地域からの要請に応え続けていく為に損益分岐を意識した担当件数維持に努める。

また、昨年度は新型コロナウイルス感染拡大防止への対応が急務とされたが、未だその出口は見えないことから、今年度も引き続き感染対策に努め、ご利用者及び職員自身が抱く不安解消に繋がる業務環境を確保していきたい。その一環として ICT の活用は有用であり、業務効率の改善の観点からも推進が必要と考える。

居宅介護支援事業所のケアマネジャーとしては、新型コロナウイルスへの対策として、職員自身が感染防止に努めることに加えて、感染者が生じた際にご利用者及びご家族の生活を如何にして守るのかという視点も重要となる。また、ご利用者支援としては感染者の出現により突然利用していたサービスが休止になることへの臨機応変な対応だけでなく、少なからずいらっしゃる感染拡大に伴う経済的悪影響を被っている方々の介護生活をどのようにして守るのか、活用出来る社会資源に関する情報、施策にも敏感でありたい。

更に、今年度は介護報酬の改定も行われると共にこの夏には補足給付の見直しも実施に移されることから、それらへの対応も重要となる。その中に記されている BCP の策定やそれに伴う訓練実施への取り組みも進めて行く。

4. 事業内容

- ①. 利用者が希望する場合は、介護保険に関する行政手続き（介護保険認定申請など）を代行する。
- ②. 利用者に対して居宅サービス計画書、介護予防居宅サービス計画書を作成し、その利用者の居宅介護支援、介護予防を適切に行う。また、居宅サービス事業所の選定に当たっては、複数の事業所紹介を行う。
- ③. 居宅サービス計画の新規作成及び変更にあたっては、利用者が介護保険施設等への入所、活用を希望する際は、公正中立な観点から同施設等に関する情報提供その他必要な支援を行う。
- ④. 利用者の掛かりつけの医師と適宜必要な連携を行う。また、利用者が医療機関に入院した際には、同医療機関との間で必要な連携を通して、より良い医療の提供及び

退院後に必要な支援提供を行う。

- ⑤. 職員一人一人が、法人内部及び外部での研修等に積極的に参加し、より質の高い支援提供に向けた自己研鑽に努める。

5. 職員体制

- ①. 所長 . . . 1名 (兼務)
- ②. 管理者 . . . 1名 (主任介護支援専門員を兼務)
- ③. 主任介護支援専門員 . . . 3名
- ④. 介護支援専門員 . . . 3名

6. 職員勤務体制

月曜日～金曜日	午前9時～午後6時
土曜日・日曜日	定休日

※1 土・日曜日の他の休業日 (12月30日～1月3日)

※2 24h 365日の連絡体制は確保

7. 情報公表、品質保持

- ・介護サービス事業の公表制度を受入れ適宜必要な情報公表に努める。
- ・品質マネジメントシステムISO9001:2015に従った品質を保持する。

8. 年間スケジュール予定

月に1度行う部署会議等の機会に以下に取り組む。

- ・各職員が事例提供及び司会を担う事例検討会
- ・職員相互によるファイルチェック
- ・くわの福社会後援会との地域支援活動
- ・郡山医療生協との合同勉強会及び事例検討会
- ・郡山市居宅介護支援事業所協議会2ブロック内での合同事例検討会
- ・地域包括支援センター主催の事例検討会への参加
- ・法人内事業体協働の満足度調査
- ・各職員回り持ちの学習会 (認知症及び認知症ケア、プライバシー保護、倫理・法令遵守に関する内容を含む)

令和3年度 大槻・逢瀬地域包括支援センター事業計画

1. 基本方針（郡山市地域包括支援センター運営方針より）

- ①高齢者が尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう支援します。
- ②地域における様々な関係機関等と連携し、地域全体で高齢者を支える体制づくりを目指します。
- ③地域包括ケアシステム構築の中核的拠点として、センター機能の強化を図ります。

当センターが担当している大槻・逢瀬の地域では、令和3年1月1日現在での高齢化率が31.2%と年々上昇しており、郡山市の平均26.6%を4.6%上回っている。相談対応件数も毎年増加の一途をたどっており、昨年度一年間の月平均と、今年度1月までの月平均を比較すると、相談件数は月平均で約50件増えている。

一方で保険請求件数は月平均で約5件減少。新型コロナウイルス感染への不安からサービスの利用を控えたり、閉じこもりによる認知症状の進行や身体機能の低下により要介護認定へ移行するケースが目立った。

相談内容は複雑多様化しており、対応に苦慮するケースが増えている。地域包括支援センターだけでは対応困難な課題に対して、社会資源を効率的・効果的に活用できるよう、関係機関との連携を強化しているが、行政の関与が必要なケースが増えているのが実状である。緊急性が高いケースや多問題で制度を横断的に活用する必要があるケースなど、より高い専門性が必要とされる場面も増えている。ケースによっては基幹型地域包括支援センターや行政の関係部署や社会福祉協議会への協力を求めるなどの対応を図り、個別の地域ケア会議も有効に活用していきたい。

令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大により、私たちの業務においても予定していた地域活動が思うようにできない等影響を受けた。コロナ禍の生活で地域の高齢者の方々はどのような影響を受け、どのような思いで生活しているのかを把握するためアンケート調査を実施したところ、多くの方が感染に対する不安を抱えながら生活していることが分かった。外出や交流を控えることで、身体機能の低下や認知機能の低下が見られたり、長引くコロナ禍の生活でうつ傾向に陥ってしまっていることも伺えた。

令和3年度は感染対策を講じながら通いの場の立ち上げや継続支援、アンケート調査で要望の多かった運動教室や認知症サポーター養成講座の開催に取り組んでいきたい。

また、移動手段の確保も以前から感じていた地域の課題であり、地域ケア圏域会議等で地域の方と協議し行政へ提言していければと思う。移動喫茶等の要望も上がっており、地域住民や関係機関と協同で、地域の高齢者の健康と生活を支えていけるような取り組みについて協議していきたい。

※圏域内の人口について（令和3年1月1日現在）

圏域	総人口	高齢者人口	高齢化率
大槻	11,432人	3,300人	28.9%
逢瀬	4,003人	1,511人	37.7%
郡山市全体	321,384人	85,486人	26.6%

2. 重点課題

○町内会単位の地域ケア圏域会議の開催や第二層協議体との連携

地域住民と協同で地域の課題解決に向けて取り組み、誰もが安心して生活できる町づくりを目指していきたい。また、令和2年度に開催した圏域会議をもとに、地域の支え合い・見守りマップ作り、認知症になっても安心して暮らせる町づくり、地域住民が集える場を増やしていきたい。

3. 事業内容

①包括的支援事業

○介護予防ケアマネジメント事業

○総合相談・支援事業

○権利擁護事業

○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（地域ケア会議開催含む）

②認知症施策推進事業

③在宅医療・介護連携推進事業

④生活支援体制整備事業

※その他、指定介護予防支援事業所として介護予防計画等に係る業務

4. 体制

①センター長 ……1名（兼務）

②主任介護支援専門員 ……2名（うち1名は非常勤）

③看護師 ……1～2名

④社会福祉士 ……2名

⑤認知症地域支援推進員 ……1名（兼務）

※可能であれば、職員が業務に専念できるよう事務員の配置も希望

令和3年度 ケアハウスはやま事業計画

1. 基本方針

令和2年度は持病の悪化や転倒に伴い、医療的な関わりが多くなり療養型病床や住み替えで特養に入所され3名の方が退居された。高齢化、重度化が進み、ADL、IADLの著しい低下が見られており、介護保険サービスを利用しながら生活されている方が多い。サービスだけでは生活を支える事ができない入居者もいるため、関係事業所と協力しながら職員も関わっている。また、新たに入居される方も介護認定を受けており、入居後も継続してサービスを利用している。

ケアハウスに入居した事で、今までの役割りが無くなり、喪失感や、環境の変化により体調を崩す方もいる。また共同生活の人間関係で悩みを抱える方もいる。「生きがいや役割を持った生活」を実現するために、職員も入居者の声に耳を傾け、変化に気づけるよう役割りを見直してきた。今後も多様なニーズに応えていくために関係事業所と連携し、入居者との対話の時間をもち、職員間で共有し在宅のケアプランに基づきながら入居者の望む生活を実現していく。

コロナ禍で買い物支援や、外出支援についても、自粛してきたが再度役割りや必要性を検討し、生活しやすい環境づくり、生活の潤い、引きこもり防止を意識した関わりを考えていく。

また、それぞれに抱えている疾患の悪化に伴い、医療機関との連携や緊急時の対応、入・退院の支援を行っているが、今後も家族や入居者自身との信頼関係を構築しながら、医療機関と連携を図り、職員も積極的に関わりながら、関係事業所と情報共有していく。

介護予防活動で行っている「いきいき百歳体操」はコロナ禍で自粛期間もあり、まだ地域の方の参加には至っていないが入居者は自身の体力維持のため積極的に活動している。人数を少数にするため2部に分け継続している。地域包括支援センターとも情報共有しながら進めていく。

2. 重点課題

- (1) 職員の育成、複雑な記録の一本化で情報の共有と統一した支援を実施するためにICT化に取り組む。
- (2) コロナ禍での入居者の生活の安心、安全を意識し感染予防の徹底と入居者のニーズに対応できる相談援助力の向上。

3. 事業内容

(1) 基本的サービス

- ①. 食事・入浴の提供
- ②. 健康管理、清潔確保
- ③. 各種レクリエーションの実施（クラブ活動、小旅行、買い物）

④. 入居者の安全確保のための施設管理維持の強化

(2) 自治組織の育成

- ①. クラブ活動の実施
- ②. 定期的入居者懇談会の実施
- ③. 自治会組織の運営（なかよし懇談会の活発化）

(3) 防災対策の強化

- ①. 防災訓練の定期的実施
- ②. 地元住民との協力関係をつくる

3. 体制

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 施設長 | 1名（他事業所兼務） |
| (2) 生活相談員 | 1名 |
| (3) 介護員 | 4名 |
| (4) 事務員 | 1名 |

令和3年度 富田デイサービスセンター事業計画

1. 基本方針

当施設は、介護保険実施と同時に開設し、今年で20年が経過しました。度々変更する制度の中で、人員体制を確保し加算の取得に努めて参りました。今年度は、介護報酬改定にあたりさらなる看護師による機能訓練の充実が求められ、個別対応の重要性が求められております。

近隣に競合する施設、競合するサービスが多い状態は依然として変わりません。従来の家庭的な雰囲気と様々な工夫を凝らしたサービスを提供し、地域のボランティアと協力しながら進める運営が地域から喜ばれています。新型コロナウイルス感染対策を講じながら法令を遵守し、できるだけ個別的な対応をして行きたいと思っております。

「自宅で終末期を迎えたい。」「退院後から即日利用したい。」など利用者のニーズが変化しています。医療依存度の高い方、認知症の一人暮らしや夫婦2人暮らしの方、障害サービス利用から介護サービスへ移行する方など地域の支えが必要な方が増えています。現状での富田の良さを守りつつ新たな取り組みも必要です。

地域との交流は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、郡山医療生協すぎな支部との合同納涼会や秋の文化祭等地域交流をどのような形で継続して行くかが課題であり、開催するにあたっての方法についてはまだ模索中です。

また、個々の介護サービスの見直しや改善を行い、地域包括や居宅支援事業所等との連携を強化し、家族を含めた地域住民から信頼され、頼りにされるデイサービスセンターをめざします。

施設上の問題（面積・風呂・トイレ）で限界に来ているので、35名以内の利用者受入を継続します。

2. 基本目標と実施事項

(1) 利用者へのサービス

- ①. 利用者の人権・人間の尊厳の尊重をすべての基本にプライバシーを守り、それぞれのハンディキャップを正しく理解しながら、利用者の立場に立った援助を行います。
- ②. 生活リハビリを重視しながら、個々の残存能力に着目し機能訓練に取組、利用者の生活動作が維持・向上するよう援助します。
- ③. ケアプランに基づく援助を行います。
- ④. 利用者や家族の要望に応えたサービスの提供をめざします。
- ⑤. 利用者一人一人を大切に、楽しく・生きがいがあるサービスを提供します。

(2) 地域への学習会の開催

- ①. 利用者様を通じて、地域の高齢者の方々の現状を聞くことにより困りごとなどの把

握、情報提供、必要時には支援体制を検討します。

- ②. 地域住民ボランティアを受入、コロナ禍でも利用者との交流をはかる方法を検討していきます。
- ③. 教員を目指す学生の実習生や介護職員を目指す実習生を受け入れ、利用者との交流をはかるなかで高齢者福祉への関心を高めていきます。

(3) 重点課題

- ①. 職員の就労を継続できるよう、コロナ禍でもメンタルケアを含め、一人ひとりの働き方について考慮していきます。
- ②. 新型コロナウイルス感染対策をしつつ、さらなる個別活動の充実を図ることができるよう取り組みます。
- ③. 介護報酬改定に対し、下半期には新たな加算の算定を目指します

3. 事業内容

(1) サービス内容

- ①. 通所型サービス（第1号通所事業）
 - ・日常生活の援助
 - ・健康管理
 - ・入浴、送迎、食事サービス
 - ・集団レクリエーション、創作活動、外出支援等の機能訓練
- ②. 通所介護
 - ・日常生活の援助
 - ・健康管理
 - ・入浴、送迎、食事サービス
 - ・個別機能訓練
 - ・レクリエーション、創作活動、生活リハビリを兼ねた機能訓練

4. 事業実施方法

- ①. 通所型サービス（第1号通所事業）

高齢者あんしんセンターから依頼された利用者
- ②. 通所介護
居宅介護事業所から依頼された利用者
- ③. 利用曜日・時間など

月曜から土曜	午前9時30分～16時40分
「夏季休業」	8月12日～17日までの間の連続した3日間
「年末年始」	12月30日～1月3日

5. 従事する職員

- ①. 所長 1名（ケアマネージャー兼務）
- ②. 生活相談員 5名（5名介護員兼務）
- ③. 看護職員 4名（2名機能訓練員兼務）
- ④. 機能訓練員 2名（2名兼務）
- ⑤. 介護員 12名（5名相談員、1名事務、1名調理員兼務）
- ⑥. 調理員 3名（1名介護員兼務）
- ⑦. 事務員 1名（介護員兼務）
- ⑧. 介助員 1名

6. 利用定員 35名

7. 年間行事計画

令和3年

4月	お花見散歩	10月	文化祭
5月	母の日・運動会	11月	芋煮会
6月	父の日	12月	クリスマス
7月	七夕・納涼会	1月	新年会
8月	夏祭り	2月	バレンタインデー・節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り・ホワイトデー

毎月実施

- ・誕生会
- ・ボランティア（語り部、歌のレクリエーション）コロナ感染状況を考慮しながら
- ・お楽しみ風呂
- ・避難訓練（総合防災訓練を含む）
- ・昼食大皿メニュー

8. 日課表

時間	8時30分	職員ミーティング
	8時40分	迎え出発
	9時30分	お茶、健康チェック・入浴 レクリエーション、創作活動
	12時00分	昼食
	12時30分	歯磨 午睡・利用者交流
	13時30分	個別運動機能訓練・アクティビティ
	14時15分	集団レク・集団体操
	15時30分	おやつ
	16時40分	①送迎 ②清掃・翌日の準備
	17時30分	業務終了

令和3年度 富田介護保険センター事業計画

1. 基本方針

当事業所は、住み慣れや地域で暮らすことを実現するため、利用者の人権を守りプライバシーを大切に支援していきます。

今後、利用者のニーズが大きく変わり、高齢者世帯や高齢者一人暮らしの増加、医療依存度の高い方の増加（ターミナルケアの在宅療養など）により、医療との連携が求められています。また、障害サービス併用の利用者様も増加しており、変化した利用者のニーズをどのようにしてとらえていくのが重要なポイントとなります。個々の介護支援専門員での対応は困難を極める可能性が高く、その為、チーム全体で知識や技術、情報を共有し事業所のみならず地域包括や行政との連携、地域のインフォーマルなサービスの開発を図りながらより良い支援を実践していくことが、求められます。ケース会議の充実やケア会議への参加、提案等実践し更なるチームワーク力アップを図ります。

拠点として経営の安定を図るため、昨年度同様予防（要支援）プランの受け入れ継続、病院との連携を図るためにも新規依頼を獲得するための営業を継続していきます。スタッフ同士がいつでも気軽に相談できる環境がある事は強みであり、一緒に考える事で価値観の共有ができ新たに利用者支援に反映していくと考えています。

2. 基本目標と実施事項

(1) 事業内容

- ①. 地域の要望に沿って相談支援を行い各関係機関との連携・調整を図り対応します。
- ②. 郡山市からの委託を受け要介護認定判定に係る調査、必要時立ち合いを行います。
- ③. 介護保険サービス事業所との連絡、調整を図ります。
- ④. 介護支援専門員として法令を遵守致します。
- ⑤. ケース会議や伝達会議、学習会を開催し職員の資質向上に努めます。
- ⑥. 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎に関する実習」に協力・協力体制を確保していきます。

(2) 重点課題

- ①. 職員4.5人体制を維持します。
- ②. コロナ禍でもサービスが継続できるよう、感染対策を講じながら同行訪問等をし利用者様の情報共有をします。
- ③. 事例検討会や各研修会への参加をし、利用者様の様々なニーズに対応できるよう知識を見につけます。
- ④. 医療、介護、障害、行政等の各関係機関との連携がスムーズにできるようネットワークの構築、ICT活用に向け、機器やネット環境の整備等を検討していきます

3. 体制

- (1) 管理者 1名
- (2) 主任介護支援専門員 3名（うち1名管理者兼務、うち所長兼務1）
- (3) 介護支援専門員 3, 5名（所長兼務）

令和3年度天神町デイサービスセンター事業計画

1. 基本方針

天神町デイサービスセンターでは、利用者、家族の皆さんが住みなれた地域で安心、安全に暮らすために、感染予防に努めるなど質の高い「満足、納得」できる通所介護サービスが提供できるように、職員が一丸となりチームケアの実現を図ります。また、居宅介護支援事業所や包括支援センター等各関係機関との連携を密にして、個々のニーズに合った通所サービス計画書を作成し、通所介護サービスを提供します。

2. 事業内容

①. 地域密着型予防通所介護

- ・入浴・食事の提供とその介護 ・生活等についての相談・助言
- ・健康状態の確認等の日常生活の世話 ・送迎
- ・生活機能向上運動

②. 地域密着型通所介護

- ・入浴・食事の提供とその介護 ・生活等についての相談・助言
- ・健康状態の確認等の日常生活の世話 ・個別機能訓練 ・送迎

3. 重点目標

①. 経営の安定

- ア) 1日の平均利用人数が、要介護者15.5名 要支援者1名（実利用者数5名/月）合計16.5名以上を目標とする。
- イ) サービス提供時間を7-8時間とし、本人、家族のニーズに沿ったサービス提供に繋げ増収を得る。
- ウ) 利用者の介護ニーズを十分に把握し、新規利用者の受け入れを積極的に行う。
- エ) 介護報酬改定により新設されたCHASEの取得に向け準備をすすめる

②. 職員のスキルアップ

- ア) 業務チェック表による通常業務の評価とそれに沿った教育計画書を作成し、定期的な面談により、資質の向上を図る。
- イ) 学習会や研修会の参加により、会話力や介護技術の向上を図る。

③. チームケア

- ア) ミーティングや定例会議により、情報交換を密にして、通所介護計画書に沿った介護の提供を目指す。
- イ) ケース検討会等利用者に関する会議を定期的で開催し、介護ニーズを職員全員が意識してサービスが提供できるようにする。
- ウ) 情報の共有化を図るため、手段として書類により行うことを原則とする。

4. 職員体制とサービス提供時間・利用定数

○職員体制

- | | | | |
|---------|-----------|------|-----------|
| ① 管理者 | 1名 (兼務) | ④介護員 | 5名 (兼務3名) |
| ② 生活相談員 | 4名 (兼務3名) | ⑤調理員 | 4名 |
| ③ 看護師 | 3名 | ⑥運転手 | 1名 |

○利用定数

- ①. サービス提供時間 7-8時間 定員 18名
- ②. 地域密着型通所介護 1名/日 (実人数5名/月)
- ③. 1月 延べ486人未満 1日平均 16.5名

5. 年間行事

4月	花見会 (毎月:誕生会)	10月	ミニ運動会
5月	母の日週間	11月	紅葉狩り
6月	菖蒲湯・父の日週間	12月	クリスマス会
7月	七夕	令和3年 1月	新春の集い、絵馬作成
8月	ミニ夏祭り	2月	節分行事・バレンタインウイーク
9月	敬老の日行事・総合避難訓練	3月	ひな祭り・お彼岸メニュー

6. 日課表

時間	8:30	ミーティング
	8:35	送迎・受け入れ準備
	8:40	迎え出発
	9:20	利用者到着終了・感染予防消毒・健康チェック
	9:40	入浴・余暇活動・個別機能訓練
	11:45	食前手洗いうがい
	12:00	昼食
	12:45	下膳・口腔ケア
	13:00	午睡・趣味活動・個別機能訓練
	14:00	体操・レクリエーション
	15:00	おやつ
	15:20	趣味活動
	16:40	送り開始
	17:15	書類整理・翌日準備
	17:30	退勤

令和3年度天神町ヘルパーステーション事業計画

1. 基本方針

天神町ヘルパーステーションでは、利用者、家族の皆さんが住みなれた地域で安心・安全に暮らしていくために必要な訪問介護サービスが「満足・納得」をできる質の高い内容となるように職員が一体となり努力します。また個々の介護ニーズの把握のため地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等と連携強化を図ります。

更にサービス担当者会議への参加やケース会議の開催により、訪問介護サービス計画書に沿った意思統一されたチームケアの提供を目指します。

2. 事業内容

①. 身体介護サービス

- ・ 入浴、食事、排泄、衣類の着脱、身体清拭、洗髪、その他必要な身体介護

②. 生活援助サービス

- ・ 洗濯、掃除、買い物、調理、衣類の補修整理、その他の家事支援

③. 介護予防訪問型サービス

- ・ 要支援Ⅰ 要支援Ⅱの軽介護度の方に対する生活援助サービス

3. 重点目標

①. 経営の安定

- ア) 訪問介護員の増員と資質の向上により、多種多様な介護ニーズに合ったサービスの提供ができることで実績アップを目指す。
- イ) 提供責任者の体制強化により特定事業所加算Ⅱを継続的に取得する。
- ウ) 利用者数 85 名を目標として、訪問介護員の体制強化を図る。

②. 職員のスキルアップ

- ア) 定期的な勉強会やケース会議、研修会への参加により、訪問介護員一人ひとりの力量が向上する。
- イ) 訪問介護員一人ひとりに教育計画書の作成し教育、指導する。また定期的な面談により、計画書の実施状況の把握と見直しを行う。

③. チームケア

- ア) 訪問介護計画書に沿った意思統一された訪問介護が提供できるよう、常に訪問介護員同志が情報交換を密に行い、共通認識の上でサービスを提供する。
- イ) 十分な情報交換ができるように、定期的なミーティングや会議、学習会を企画しできるだけ多くの人に参加できるような方策を取る。
- ウ) 報告、連絡、相談を念頭に置いて、サービス提供責任者を中心とした利用者の皆さんが納得できるサービスが提供できるよう努める。

4. 職員体制

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 管理者 | 1名 (兼務) |
| (2) サービス提供責任者 | 2名 (兼務1名) |
| (3) 訪問介護員 | 10名以上 |

令和3年度天神町介護保険センター事業計画

1. 基本方針

天神町介護保険センターでは、介護保険制度の中核であるケアマネジメント業務が適切に提供できるよう、各種会議や研修の企画、参加を定期的に行い、より質の高いケアマネジメントサービスを目指します。

更に、白河市や地域包括支援センター、介護サービス事業者等各機関との連携強化を図り、在宅生活のための総合的な支援を目指します。

2. 事業内容

- ①. 介護保険サービス利用者からの居宅サービス計画の作成
- ②. 24時間体制での要介護高齢者の介護保険サービス利用に対する相談援助
- ③. 介護保険サービス事業者との連絡調整
- ④. 地域包括支援センターとの連絡調整
- ⑤. 要支援・要介護認定調査（委託）

3. 体制

- | | |
|--------------|--------------|
| ①. 管理者 | 1名（兼務） |
| ②. 主任介護支援専門員 | 2名（管理者兼務を含む） |
| ③. 介護支援専門員 | 2名 |

4. 今年度の重点目標

- ①. ケアマネジメントの質の向上
 - ア) 研修会への参加や勉強会の開催、各種会議により自己研鑽に努め、利用者や家族が納得できる質の高いサービスを提供する。
 - イ) 前年度に引き続き、各種会議を計画的に行う。
 - ウ) 個別に教育計画を作成し、定期的な面談や達成度を確認して人的育成を図る。
- ②. 各関係機関との連携強化
 - ア) 白河市・地域包括支援センター・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めて行く。
 - イ) 経済的事由により、今後サービス調整が必要となる利用者へは、多種多様な支援が行えるように常時ネットワーク作りに努めて行く。
 - ウ) 利用者及び家族の意思を尊重した上で、満足した在宅生活を送れるよう同法人及び他サービス提供事業者との連携を強化して行く。
- ③. 拠点全体の経営的安定への貢献
 - ア) 4名体制で118件の請求を行えるように新規獲得を積極的に行う。
 - イ) 介護支援専門員5名体制にし、相談業務の強化を図り、地域への貢献を目指す。